

外形標準課税

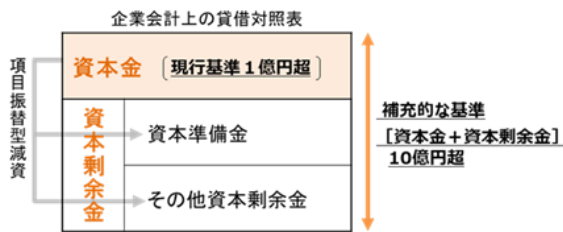
外形標準課税は、資本金1億円超の大法人を対象に導入され、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として拡大されてきました。しかし、1億円以下への減資などの要因で外形標準課税の対象法人数は、導入時の約3分の2まで減少していることから、制度導入の趣旨を踏まえ、中堅・中小企業のM&Aやスタートアップへの影響が生じないように配慮しつつ、外形標準課税の適用対象法人のあり方について下記の見直しが行われます。

(1) 減資への対応

外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持しますが、**前事業年度（※1）に外形標準課税の対象であった法人については、資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるのであれば、外形標準課税の対象とされます。**

（令和7年4月1日施行、同日以後に開始する事業年度から適用）

※1 施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度（公布日の前日に資本金が1億以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度）



出典：総務省「令和6年度地方税制改正(案)について」

(2) 100%子法人等への対応

① **資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人（※2）等の100%子法人等のうち、その事業年度末日の資本金が1億円以下であっても資本金と資本剰余金の合計額（※3）が2億円を超えるのであれば、外形標準課税の対象とされます。**

※2 その法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。

※3 公布日以後に、その100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、その配当に相当する額を加算した金額

② 産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画（仮称）に従って一定の買収が行われた場合には、その買収された法人については5年間、外形標準課税の対象外とされます（※4）。

※4 その買収された法人が現行基準（資本金1億円超）又は(1)により外形標準の対象である場合を除く。

③ ①により、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額をその事業年度に係る法人事業税額から控除する措置が講じられます。

イ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度

その超える額に3分の2の割合を乗じた額

ロ 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度

その超える額に3分の1の割合を乗じた額

（令和8年4月1日施行、同日以後に開始する事業年度から適用）